

日本橋浜町社会保険労務士事務所
代表 社会保険労務士
松本 康



代表プロフィール
1967年(昭和42年)11月23日生
東京都昭島市出身

大学卒業後地方銀行に勤務し、預金・手形小切手・融資業務を通じて銀行業務の知識を習得。

その後社会保険労務士事務所にて約20年間勤務し、労働保険・社会保険の手続、給与計算、助成金の申請業務のほか、労働保険事務組合や建設業の一人親方の業務も経験いたしました。

他 保有資格 宅地建物取引士

お客様との信頼関係を第一に、難しい制度も分かりやすく丁寧に説明出来るように心がけます。

また、業務を行う際は4つの事務所の目標を持って取り組みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務所の目標

1. いつでも気軽に相談できる社会保険労務士事務所であること
2. 労働保険・社会保険の諸手続は迅速に行うこと
3. 法改正や助成金の情報を可能な限り顧問先に提供すること
4. 相談に対し誠実に対応すること

事務所マーク



お客様と事務所を結ぶ橋をコンセプトとして、隅田川にかかる「新大橋」をイメージしました。
「新大橋」は事務所がある中央区日本橋浜町と江東区新大橋を結んでいます。

お問い合わせ

お問い合わせは直接お電話いただくか、ホームページのお問い合わせ入力フォームからお願いいたします。

お問い合わせ先 平日(月～金) 9:00～17:30

☎ 03-6677-1212

ホームページ

<http://www.hamacho-sr.jp/>

スマートフォンの方はこちら

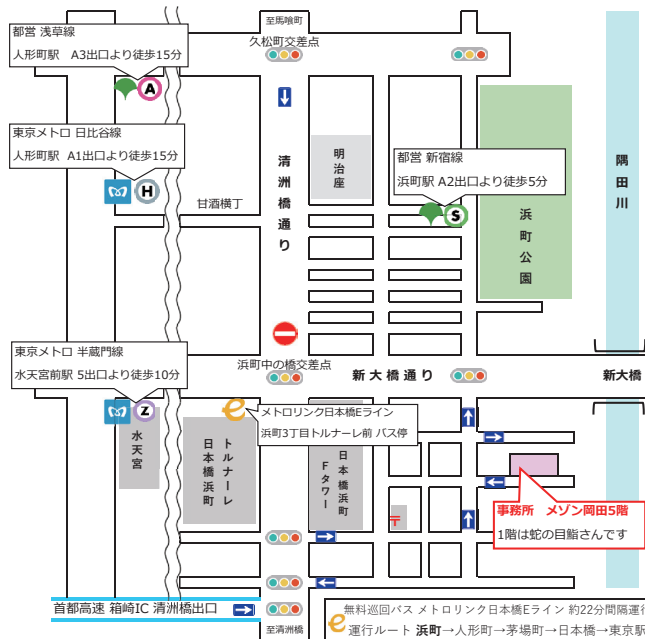


お急ぎの場合や、ホームページのお問い合わせ送信後2日経過しても返信が無い場合は、恐れ入りますがお電話にてお問い合わせくださいますようお願いいたします。

事務所所在地

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 3-33-8
メゾン岡田 5階

恐れ入りますが来所の際は事前にお電話(03-6677-1212)にてご連絡くださいますようお願いいたします。



日本橋浜町社会保険労務士事務所

事務所のご案内

会社の労働保険（労災保険・雇用保険）や
社会保険（健康保険・厚生年金保険）で
お困りではないですか？

例えば



年間に発生する手続きが面倒



相談がいつでもできる窓口がほしい



会社創業時のサポートをしてほしい

当事務所はおもに小規模事業所の事業主様を
対象に、労働保険・社会保険の手続きおよび
相談業務を行っております。

（詳細については右ページの業務内容をご覧ください。）

また、個人のお客様につきましても、年金相談
等を行っております。

なお、費用が発生する場合は事前にお話を
させていただき、金額や内容についてお客様
のご理解を得た上で進めますので、安心してお問い合わせください。

業務内容

1 労働保険・社会保険の手続き代行

近年、労働保険・社会保険に関する法改正が頻繁
で会社が行う手続きも複雑化しており、さらに大半
が会社で手続きが必要かどうかを判断しなくては
なりません。

当事務所では会社の労務関係の情報を把握し、
手続きが必要な際に**官公庁への書類の作成・提出**
を行います。

また、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿など法律で
定められている**会社で常時備えておかなければなら**
ない書類について、作成のアドバイスを行います。

2 就業規則の作成・見直し

常時 10 人未満の労働者を雇用する会社は作成・
届出義務が無く、会社によっては就業規則を定め
ていないケースもあるかと思えます。

しかしながら就業規則を定め、ルールを明確にする
ことにより労使のトラブルを避けることができ、
助成金の申請においても、現在の法令に則した就業
規則が整備されていることが支給要件になること
が多いため、作成義務の無い会社であっても、是非
ともこれを機会に作成することをおすすめします。

また、すでに作成している会社につきましても、
現在の法令に合っているかどうか内容の確認を
された方が良いと思います。

当事務所では、会社の就業形態に対応する**就業**
規則の作成や、すでに**就業規則がある会社の内容**
チェック・見直しを行います。



3 労務関係の相談

- ・公共職業安定所に求人の申し込みをしたが、
なかなか応募が来ない。
- ・従業員を雇用する場合に結ぶ労働契約書の作成
方法について教えてほしい。
- ・従業員が退職する際に退職理由で会社と退職者
の間で相違があり困っている。

上記のほかにも会社は業務を行う上でさまざま
な労務に関する問題が発生します。

当事務所では**労務関係の質問・相談に必要な**
アドバイスをいたします。

4 創業サポート

会社の創業時に従業員を雇い入れたときは、
従業員等の手続きだけでなく、原則会社も労働保険・
社会保険の手続きが必要になります。

当事務所では、**創業時の書類の作成・提出を就業**
規則の作成と合わせてトータルでサポートします。

5 助成金の申請

助成金は返還義務のないお金ですが、支給要件の
確認、申請書の記載、および添付書類の入手など、
申請までに時間がかかり、会社が通常業務を行い
ながら助成金の申請を行うことは大変困難です。

当事務所では、**助成金の書類の作成・申請を行**
います。

その他、給与計算の代行等も行いますので、
お気軽にお問い合わせください。



日本橋浜町社会保険労務士事務所

☎ 03-6677-1212



ご訪問による初回相談は
無料となっておりますので、
お気軽にお問い合わせください。
日本橋浜町社会保険労務士事務所
☎ 03-6677-1212